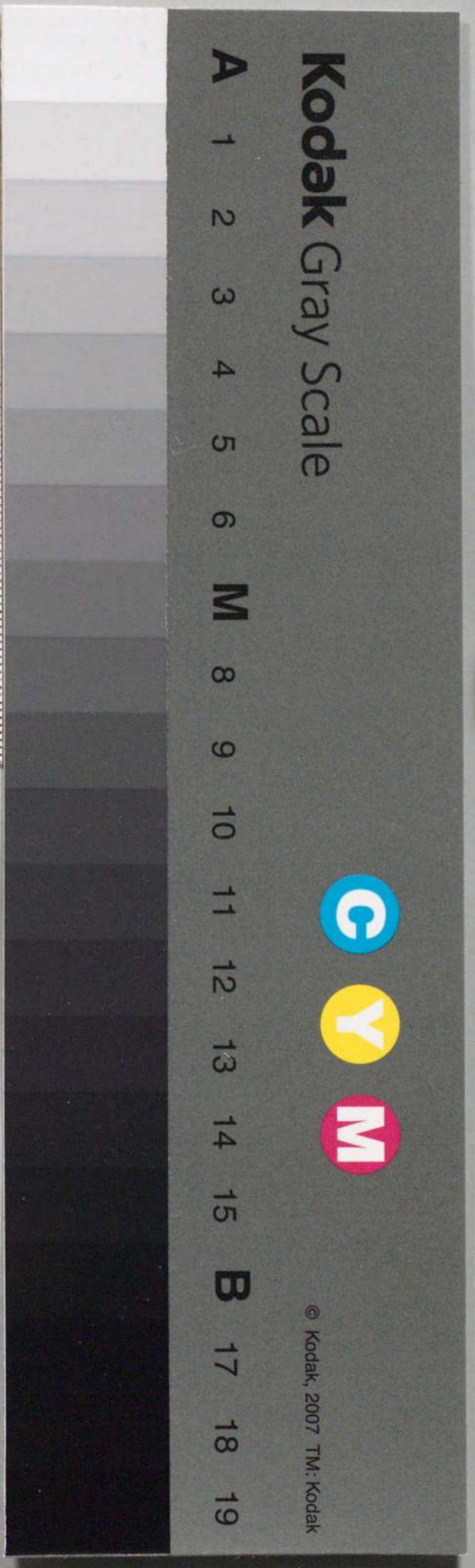


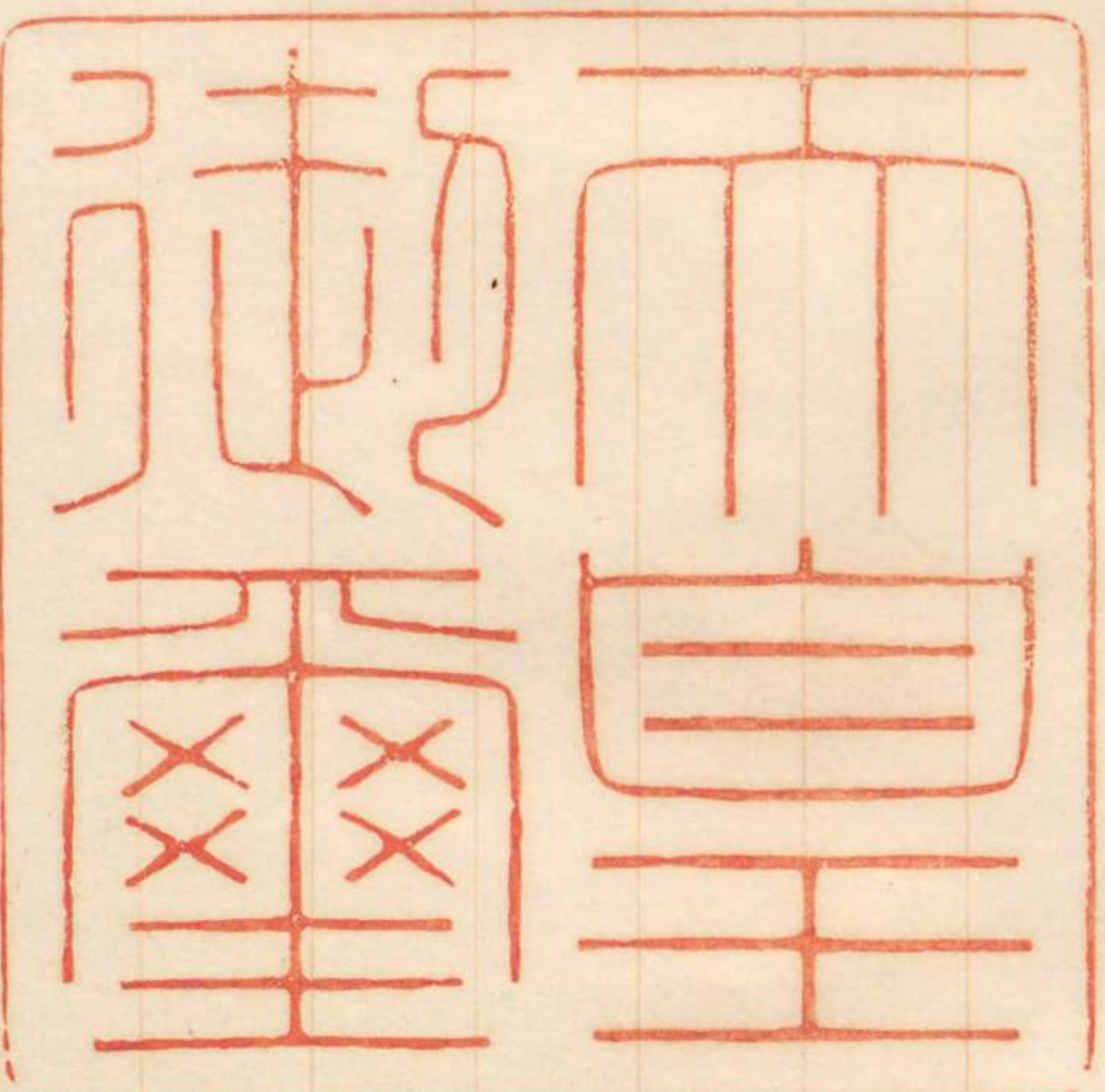
勅令第四百四十四號

紙
書



朕度量衡法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公
布セシム

睦仁



明治三十六年九月十九日

日

月

内閣總理大臣伯爵桂 太郎
 農商務大臣男爵清浦奎五郎

勅令第百四十四號

度量衡法施行令

第一條 度量衡器ノ種類、形状及物質ヲ
 定ムルコト左ノ如シ

度量器

形状	物質	種類	類
直形	金屬、象牙、骨、竹、木	直 十二尺以下 鯨尺三尺以下	尺 四メートル以下
直角形	金屬	長板三尺以下 曲 鯨尺三尺以下	尺 一メートル以下
連接直形	金屬、象牙、骨、竹、木	疊 十五尺以下	尺 五メートル以下
細帶狀	金屬、革、麻	卷 三百六十尺以下	尺 百メートル以下

圓形及板狀
 木材
小(二合五勺以下又八五)
 中(二升以下又八五)
 大(一斗以下又八三)
 リットル以下用

衡器

秤

物

質

種

類

金屬

天

秤

金屬

臺

秤

金屬、象牙、骨、黑檀、紫檀、檜

桿

秤

分銅

形狀物質

種

類

圓
 白金、銀

五分
 一分
 二分

二匁

一グラム

二グラム

五グラム

塙形及形	臺形	板形	狀
白金、青銅、真鍮	銅、鐵	白金、金、銀	真鍮、銅
五匁	五十匁	一毛	一分
十匁	百匁	二毛	二分
二十匁	二百匁	五毛	五分
十グラム	百グラム	一ミリグラム	一デシグラム
二十グラム	二百グラム	二ミリグラム	二デシグラム
五十グラム	五百グラム	五ミリグラム	五デシグラム

物

質

種

類

真鍮、銅、鐵、白銅、青銅、アルミニウム

鍍

白

局

コシケル(重量千分満又二百分満) 増錠

増錠

第二條 度量衡器ノ公差ヲ定ムルコト
左ノ如シ

度量器

金属製度量器

全長ノ公差	目盛ノ公差	全長ノ公差	目盛ノ公差
全長	目盛	全長	目盛
一尺未満	五厘未満	五センチ未満	三ミリ以上
二尺未満	五厘	一メートル以下	三ミリ以上
五尺未満	一分以上	二メートル以下	五ミリメートル
十二尺以下	五分以上	五メートル以下	五センチメートル
公差	公差	公差	公差
0.5	0.5	0.2	0.2
1.5	1.0	0.3	0.5
5.0	5.0	0.7	1.0
10.0	10.0	1.5	2.0

全長ノ公差	目盛ノ公差	全長ノ公差	目盛ノ公差
全長	目盛	全長	目盛
十八尺以下	一寸以上	十メートル以上	一センチ以上
三十尺未満	五寸以上	十メートル以上	五センチ以上
三十尺以上	一尺以上	鯨尺六尺以下	鯨尺五寸以下
公差	公差	公差	公差
1.0	2.0	5.0	3.0
2.0	5.0	1.0	5.0
全長千分二	半間以上	全長千分二	目盛千分一
1.0	1.5	1.0	1.0

竹、木、骨、象牙製度量器

全長ノ公差	目盛ノ公差	全長ノ公差	目盛ノ公差
全長	目盛	全長	目盛
一尺未満	五厘未満	五センチ未満	三ミリ以上
二尺未満	五厘	一メートル以下	三ミリ以上
五尺未満	一分以上	二メートル以下	五ミリメートル
十二尺以下	五分以上	五メートル以下	五センチメートル
十五尺以下	一寸以上	鯨尺三尺以下	鯨尺二寸以下
公差	公差	公差	公差
0.5	0.5	0.2	0.2
1.5	1.0	0.3	0.5
5.0	5.0	0.7	1.0
10.0	10.0	1.5	2.0

革、麻製度量器

全長、公差	全長、公差	全長、公差	全長、公差	全長、公差	全長、公差	全長、公差	全長、公差
三尺以下	六尺以下	十尺以下	十二尺以下	十八尺以下	三十尺以下	六十尺以下	六十尺以下
一厘	二	二五	三	四	六	一一五	一二〇
目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差
五厘満	五厘	五分以上	五分以上	五分以上	五分以上	五分以上	五分以上
目盛十分二	一厘	二	二	二	二	二	二
全長、公差	全長、公差	全長、公差	全長、公差	全長、公差	全長、公差	全長、公差	全長、公差
一メートル以下	二メートル以下	五メートル以下	十メートル以下	二十メートル以下	五十メートル以下	百メートル以下	百メートル以下
三	七	二	二	二	二	二	二
目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差
一ミリメートル満	一ミリメートル以上	一ミリメートル以上	一ミリメートル以上	一ミリメートル以上	一ミリメートル以上	一ミリメートル以上	一ミリメートル以上
目盛十分一	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三

全量、公差	全量、公差	全量、公差	全量、公差	全量、公差	全量、公差	全量、公差	全量、公差
九十尺以下	百尺以下	百十尺以下	百五十尺以下	三百尺以下	三百六十尺以下	一合以下又二合以下	二斗以下又八斗以下
一六〇	一八〇	二四〇	三〇〇	五〇〇	六〇〇	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一
五寸以上	一尺以上	一尺以上	半間以上	半間以上	一間以上	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一
一	二	二	四	四	六	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一
目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差
四メートル以下	五メートル以下	百メートル以下	百メートル以下	百メートル以下	百メートル以下	一合以下又二合以下	二斗以下又八斗以下
七五	一〇〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一
目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差
一メートル以上	一メートル以上	一メートル以上	一メートル以上	一メートル以上	一メートル以上	一合又二合以下	二斗以下又八斗以下
六	六	六	六	六	六	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一

全量、公差	全量、公差	全量、公差	全量、公差	全量、公差	全量、公差	全量、公差	全量、公差
一合以下又二合以下	二斗以下又八斗以下	三斗以下又六斗以下	一合以下又二合以下	二斗以下又八斗以下	三斗以下又六斗以下	一合以下又二合以下	二斗以下又八斗以下
全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一
目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差	目盛、公差
一合又二合以下	二斗以下又八斗以下	三斗以下又六斗以下	一合又二合以下	二斗以下又八斗以下	三斗以下又六斗以下	一合又二合以下	二斗以下又八斗以下
全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百分ノ一

衡器

分銅		銅	
重量	公差	重量	公差
一厘以下	0.1	一セシチグラム以下	0.1
二厘	0.2	二セシチグラム	0.2
五厘	0.5	五セシチグラム	0.3
一分	1.0	一デシグラム	0.5
二分	2.0	二デシグラム	1.0
五分	5.0	五デシグラム	1.0
一匁	2.0	一グラム	2.0
		二グラム	3.0

二匁	3.0	五グラム	5.0
五匁	5.0	十グラム	10.0
十匁	10.0	二十グラム	15.0
二十匁	15.0	五十グラム	25.0
五十匁	25.0	百グラム	50.0
百匁	50.0	二百グラム	65.0
二百匁	65.0	五百グラム	120.0
五百匁	120.0	一キログラム	250.0
一貫	250.0	二キログラム	400.0
二貫	400.0	五キログラム	1.0
五貫	1.0	十キログラム	2.0
		二十キログラム	3.0

秤ノ目盛ノ公差

一度目ノ表ハス重量ノ二分ノ一

第三條 度量衡器ノ物質又ハ構造ニ因ル必要ナル使用ノ制限ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四條 度量衡器ノ檢定ハ甲乙ノ二種トス

甲種檢定ハ左ノ各號ノ一ニ諛當スル度量衡器ニ付農商務大臣之ヲ行フ
一 五厘未滿又ハ一ミリメートル未滿

ノ目盛アル度量器

一 一勺ノ五分ノ一以下又ハ一センチリットルノ五分ノ一以下ノ目盛アル量器

一 感量一毛未滿又ハ五ミリグラム未滿ノ天秤

一 一厘未滿又ハ一センチグラム未滿ノ分銅及之ヲ含メル組分銅

乙種檢定ハ前項ニ諛當セサル度量衡器ニ付地方長官之ヲ行フ

第五條 度量衡器ノ取締及臨檢ハ地方長官之ヲ行フ
地方長官ハ市長町村長及之ニ準スヘキ者ヲシテ度量衡器ノ取締ヲ行ハシムルコトヲ得

第六條 營業ノ目的ニ使用スル度量衡器ノ臨檢ハ毎年一回以上之ヲ行フ

第七條 度量衡器ニシテ第一條及第二條ノ規定ニ適合シ農商務大臣ノ定ムル構造ヲ具備スルモノハ合格トス

第八條 檢定ニ於テ合格シタル度量衡器ニハ檢定證印ヲ附スヘシ

檢定證印アル度量衡器ニシテ檢定又ハ臨檢ニ於テ合格セサルモノアルトキハ之ニ檢定消印ヲ附シ又ハ檢定證印ヲ抹消スヘシ

第九條 地方長官必要ト認ムルトキハ營業ノ目的ニ使用スル甲種檢定ヲ受ケタル度量衡器ノ所有者又ハ管理者ニ對シ檢定ノ為行政廳ニ其ノ度量衡

器ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十條 檢定ヲ受ケタル度量衡器ニシテ檢定消印ヲ附セラレタルモノ、檢定證印ヲ抹消セラレ若ハ其ノ識別ニ難キニ至リタルモノ又ハ修覆若ハ加工シタルモノハ檢定ノ効力ヲ失フ但シ度量衡法第九條第三項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 度量衡器ノ檢定ヲ請求スルモノハ左ノ檢定料ヲ納ムヘシ

二段以
段毎ニ檢
納ムヘシ
ルモノニ付テハ一

度		種	類	檢定料	
直尺	曲尺			金屬製ノモノ	竹木骨、象牙、革、麻製ノモノ
一尺	十尺以下又鯨尺一尺以下	鯨尺	一〇	〇五	
二尺	十尺以下又鯨尺一尺以下	鯨尺	二〇	一〇	
三尺	十尺以下又鯨尺一尺以下	鯨尺	四〇	二〇	
十尺以下又鯨尺一尺以下	十尺以下又鯨尺一尺以下	鯨尺	八〇	四〇	
二十尺以下又ハ六メートル以下	二十尺以下又ハ六メートル以下	鯨尺	一三〇	六〇	
三十尺以下又ハ九メートル以下	三十尺以下又ハ九メートル以下	鯨尺	二〇〇	一〇〇	



約
罰

器ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十條 檢定ヲ受ケタル度量衡器ニシ

テ檢定消印ヲ附セラレタルモノ、檢定

證印ヲ抹消ラレ若ハ其ノ識別ニ難

キニ至リタモノ又ハ修覆若ハ加工

シタルモノ檢定ノ効力ヲ失フ但シ

度量衡法第條第三項ノ場合ハ此ノ

限ニ在ラス

第十一條 品ノ檢定ヲ請求スル

モノハナリテ納ムヘシ



二段以上目盛シタルモノニ付テハ一段毎ニ檢定料ヲ納ムヘシ

度		種	類	檢定料	
直尺	曲尺			金屬製ノモノ	竹木、骨、象牙、革、麻製ノモノ
一尺以下又ハ鯨尺一尺以下			一錢	〇.五	
二尺以下又ハ鯨尺二尺以下又ハ五デシメートル以下			二〇	一〇	
三尺以下又ハ鯨尺三尺以下又ハ三メートル以下			四〇	二〇	
十尺以下又ハ鯨尺十尺以下又ハ三メートル以下			八〇	四〇	
二十尺以下又ハ六メートル以下			一三〇	六〇	
三十尺以下又ハ九メートル以下			二〇〇	一〇〇	

器

分銅	桿秤		
	秤量二貫以下又七キログラム以下	秤量十貫以下又三キログラム以下	秤量三十貫以下又百キログラム以下
五百匁以下又一キログラム以下一箇	二〇、〇	四〇、〇	二〇、〇
一貫以上又二キログラム以上一箇	五、〇		

第十二條 度量衡器ヲ製作シ、修覆シ又ハ販賣セムトスル者ハ度量器、量器又ハ

衡器ニ付各別ニ營業所一箇所毎ニ免許ヲ受クヘシ

第十三條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許年限ハ十五年トス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ度量衡器ノ製作者、修覆者又ハ販賣者タルコトヲ得ス

- 一 剝奪公權者
- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ赦免又ハ満期後三箇年ヲ経サル者

一 度量衡法第十四條ノ處分ヲ受ケ

爾後三箇年ヲ経サル者

一 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ

其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ

決定確定ニ至ル迄ノ者

第十五條 度量衡器ノ製作修履又ハ販

賣ノ免許ヲ受クル者ハ左ノ免許料ヲ

納ムヘシ

度量器又ハ衡器ノ製作 金十五圓

度量器又ハ衡器ノ修履 金十二圓

度量器又ハ衡器ノ販賣 金五圓

第十六條 檢定料及免許料ハ收入印紙

ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

第十七條 度量衡器ノ製作修履又ハ販

賣ノ免許ヲ受クル者ハ左ノ身元保證

金ヲ納ムヘシ

度量器製作 金三百圓

量器製作 金三百圓

衡器製作 金五百圓(桿秤ノ製作ハ金三百圓)

度量衡器修履 金二百圓

度量衡器販賣金百圓

前項ノ身元保證金ハ農商務大臣ノ指定スル有價證券ヲ以テ之ヲ納ムルコトヲ得

附則

第十八條 本令ハ明治三十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十年勅令第百十六號ハ之ヲ廢止ス

第十九條 明治三十年勅令第百十六號

ニ依ル度量衡器ノ檢定及製作修覆又ハ販賣ノ免許ハ本令施行後仍其ノ効力ヲ有ス

第二十條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ノ形状物質檢定スヘキ最小定限及公差ニ付テハ明治四十一年十月三十一日迄明治三十年勅令第百十六號ノ規定ヲ適用ス但シ左ノ度量衡器ハ更ニ本令ニ依リ檢定ヲ受ケルニ非サレハ此ノ期限ヲ過クルノ後之

ヲ販賣シ又ハ營業ノ目的ニ使用スル
コトヲ得ス

五厘未満又ハ一ミリメートル未満ノ目盛
アル度量器

全量ノ十分ノ一未満ノ目盛アル量
器

五毛以下又ハ五ミリグラム以下ノ分銅

第二十一條 本令施行前證書ヲ附シタ
ル度量衡器ノ檢定ノ證明ニ付テハ農
商務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 本令施行前檢定ヲ受ケタ
ル度量衡器ニ付シタル證書ニ關シテ
ハ本令中證印ニ關スル規定ヲ準用シ
其ノ證書ヲ紛失シタルモノハ檢定ノ
効力ヲ失フ

